

議案第12号

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び加西市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び加西市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年3月1日提出

加西市長 中川暢三

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び加西市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

(加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第1条 加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年加西市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(清潔の保持等)」に改め、同条に次の1項を加える。

5 土地の占有者又は前項の管理者は、その占有し、管理し、又は所有する土地又は場所において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を市長に通報するように努めなければならない。

(加西市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第2条 加西市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成11年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8項」を「第9項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(審議資料)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）が平成 23 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、関連する条例について所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

第 1 条 加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年加西市条例第 11 号）

- ・土地所有者等に係る努力義務が追加されたことを受け、その趣旨に合せて改正を行う。

第 2 条 加西市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 11 年加西市条例第 4 号）

- ・法律改正により引用している条項がずれたことによる改正。